

事 務 連 絡
平成 29 年 3 月 31 日

都道府県水道行政担当部（局） 御中
厚生労働大臣認可 水道事業者 御中
厚生労働大臣認可 水道用水供給事業者 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部水道課

健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報
及び水質事故等に関する情報の提供について（改正）

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を頂きお礼申し上げます。

厚生労働省では、「健康危機管理の適正な実施及び危機管理情報の提供について」（平成 25 年 10 月 25 日付け各都道府県・市・特別区水道行政担当部（局）長・厚生労働大臣認可水道事業者・水道用水供給事業者・あて厚生労働省健康局水道課長通知（以下、「平成 25 年課長通知」という。））により、自然災害や渇水、事故その他の原因による断減水や健康に影響を及ぼす水質事故が発生した場合、その状況等について厚生労働省への報告をお願いしているところである。

平成 25 年課長通知では、上水道や簡易水道、用水供給事業者の被害状況について報告をお願いしているが、昨年発生した平成 28 年熊本地震や台風 10 号では、飲料水供給施設などの小規模な水道や組合営等の公営以外の水道、所謂民営水道の施設にも大きな被害が発生したことから、これら施設についても被害状況の把握に努める必要があり、把握した情報を支援活動に活用していくことが重要と考えている。

今般、これらを踏まえ、自然災害により水道施設等が被災した場合の断減水の発生状況を報告する範囲を拡大するため、平成 25 年課長通知について一部改正したので、新旧対照表を送付する（別紙）。引き続き、厚生労働省において、水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の収集を行うことから、情報提供をお願いする。

また、貴都道府県におかれては、貴管下の都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）に対して、本件を周知いただくようお願いする。

（連絡先）

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部水道課

担 当：長平、彦坂

電 話：03-3595-2368（直通）

E-mail：suidougijutsu@mhlw.go.jp